



外国人在留支援センター
FRESA



2022年度 出入国在留管理 Immigration Control and Residency Management



出入国在留管理庁



令和の新時代に対応した出入国在留管理行政

平成の終わりから令和の始まりにかけて、出入国在留管理行政は大きな変動がありました。有効求人倍率が1.6倍を超える高さとなっていたその一方で（2018年）、少子・高齢化により生産年齢（15～64歳）人口は毎年減少し、全人口の6割を切るまでになり、人手不足が深刻な問題となっていました。この喫緊の課題に対応するために、人材確保を図るべき産業上の分野において、一定の専門性・技能を有し、即戦力となる外国人を受け入れていく仕組みを可能な限り早急に構築する必要がありました。そのため、「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律案」が第197回国会（臨時会）に提出され、2018年12月、同国会において成立しました。法務省入国管理局は、法務省の外局である「出入国在留管理庁」に改

組され、従来の施策である円滑かつ厳格な出入国審査、在留外国人の適正な管理、難民の迅速かつ確実な保護など、多岐にわたる課題への取組を行うことに加え、共生社会の実現に向けた外国人の受入れ環境の整備という新たな任務を担うことになりました。

2019年、訪日外国人旅行者数は約3,190万人と過去最高となり、我が国に中長期に在留する外国人数についても約290万人と過去最高となりました。また、2020年は、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響に伴い、関係機関と協力した厳格な水際対策が、国の安全を守る最重要課題の一つとなりました。2022年は、政府において、外国人との共生社会の在り方、その実現に向けて取り組むべき中長期的な課題及び



具体的施策を示す「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」を策定しました。また、ロシアによるウクライナへの侵攻を受け、ウクライナからの避難民を日本へ受け入れ、様々な支援策を実施しています。このように、日々刻々と変化する国際・社会情勢に対応する出入国在留管理行政の重要性は、年々高まっています。

この2022年度版「出入国在留管理」では、出入国在留管理庁における基本的業務を紹介するとともに、ここ数年の間で動きがあった最近の施策についても紹介しています。

本書を通じ、「入管」について御理解を深めていただければ幸いです。

INDEX

| | |
|---------------------------------|---------|
| 出入国在留管理基本計画 | 3 |
| ① 共生社会の実現に向けた外国人の 受入れ環境整備 | 4 |
| ② 円滑かつ厳格な出入国審査 在留資格一覧表 | 8 11 |
| ③ 外国人の適正かつ円滑な受入れ | 13 |
| ④ 難民の適正な庇護 | 20 |
| ⑤ 安全・安心な社会の実現に向けた 不法滞在対策等の推進 | 21 |
| ⑥ その他の取組 | 23 |
| 入管の職員及び機構 | 25 |

出入国在留管理基本計画

出入国管理及び難民認定法第61条の10に基づき、
外国人の入国・在留の管理に関する施策の基本となるべき計画であり、

① 入国・在留する外国人の状況

② 外国人の入国・在留管理の指針

③ その他の施策

を法務大臣が定めることとされています。
出入国在留管理基本計画は、2019年4月に策定されました。

出入国在留管理基本計画（2019年4月策定）の概要

出入国在留管理基本計画

- 出入国管理及び難民認定法に基づき、法務大臣が出入国在留管理行政の施策の基本となる計画について定めるもの。
- 「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」が成立し、法務省が出入国に加えて「外国人の在留」の公正な管理を図る任務を負うこととなったことに伴い、「出入国管理基本計画」から「出入国在留管理基本計画」に改称。

出入国管理及び難民認定法（抜粋）

第61条の10

法務大臣は、出入国及び在留の公正な管理を図るため、外国人の入国及び在留の管理に関する施策の基本となるべき計画（以下「出入国在留管理基本計画」という）を定めるものとする。

第61条の11

法務大臣は、出入国在留管理基本計画に基づいて、外国人の入国及び在留を公正に管理するよう努めなければならない。

これまでの策定履歴

- 第1次 出入国管理基本計画（1992年5月策定）
- 第2次 出入国管理基本計画（2000年3月策定）
- 第3次 出入国管理基本計画（2005年3月策定）
- 第4次 出入国管理基本計画（2010年3月策定）
- 第5次 出入国管理基本計画（2015年9月策定）

出入国在留管理基本計画の基本方針

- 我が国の経済社会に活力をもたらす外国人を積極的に受け入れていく
- 開発途上国等への国際貢献の推進を図るとともに、技能実習生の保護の観点から技能実習制度の適正化を推進する
- 受け入れた外国人との共生社会の実現に向けた環境を整備していく
- 訪日外国人旅行者の出入国手続を迅速かつ円滑に実施することで観光立国の実現に寄与する
- 安全・安心な社会の実現のため、厳格かつ適切な入国審査及び在留管理と不法滞在者等に対する対策を強化していく
- 難民問題については、国際社会の一員として、適正かつ迅速な保護の推進を図っていく



出入国在留管理基本計画のダウンロードはこちら

https://www.moj.go.jp/isa/policies/policies/basic_plan.html



出入国在留管理基本計画の具体的な施策の方針はこちら

<https://www.moj.go.jp/isa/content/930002142.pdf>



(参考) 出入国管理基本計画のダウンロードはこちら

https://www.moj.go.jp/isa/policies/policies/nyukan_nyukan40.html



共生社会の実現に向けた 外国人の受入れ環境整備



1

外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ

(外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定)

2021年1月29日、政府において、外国人との共生社会の在り方、その実現に向けて取り組むべき中長期的な課題について調査し、関係閣僚会議に意見を述べることを目的として、「外国人との共生社会の実現のための有識者会議」の開催を決定し、同有識者会議において取りまとめられた意見書が、同年11月29日に関係閣僚会議の共同議長である法務大臣に

提出されました。この意見書を踏まえ、2022年6月、政府において、我が国の目指すべき共生社会のビジョン、その実現に向けた2026年度までを対象期間とする中長期的な課題及び具体的施策を示すロードマップを策定し、政府一丸となって外国人との共生社会の実現に向けた環境整備を一層推進していくこととしました。

目指すべき外国人との共生社会のビジョン（3つのビジョン）

- ① これからの日本社会を共につくる一員として外国人が包摂され、全ての人が安全に安心して暮らすことができる社会
- ② 様々な背景を持つ外国人を含む全ての人が社会に参加し、能力を最大限に発揮できる、多様性に富んだ活力ある社会
- ③ 外国人を含め、全ての人がお互いに個人の尊厳と人権を尊重し、差別や偏見なく暮らすことができる社会

取り組むべき中長期的な課題（4つの重点事項）

- ① 円滑なコミュニケーションと社会参加のための日本語教育等の取組
- ② 外国人に対する情報発信・外国人向けの相談体制等の強化
- ③ ライフステージ・ライフサイクルに応じた支援
- ④ 共生社会の基盤整備に向けた取組

4つの重点事項に係る主な取組

- 生活オリエンテーション（日本で生活するための基本的な情報提供、初歩的な日本語学習）動画の作成・活用等により社会制度等の知識を習得できる環境を整備
- 日本語教育機関の認定制度及び日本語教師の資格制度整備
- マイナポータル等を活用した情報発信
- 外国人受入環境整備交付金の見直し等による一元的相談窓口の設置促進
- 住民基本台帳システムと学齢簿システムとの連携により、外国人の子どもの就学状況の一体的管理・把握を推進
- 高等学校において、日本語の個別指導を教育課程に位置付けて実施する制度を導入
- 「外国人との共生に係る啓発月間（仮称）」の創設、各種啓発イベント実施
- 外国人支援人材の育成や、専門性の高い支援人材の認証制度等について検討

推進体制

- 計画は令和8年度までの5年間
- 毎年の点検による進捗の確認、必要に応じた見直し

政府においては、2018年12月、特定技能制度の創設(2019年4月施行)を踏まえつつ、外国人材の受入れ・共生のための取組を政府一丸となってより強力に、かつ、包括的に推進していく観点から、労働環境、教育、医療、住宅など生活の様々な場面に関する施策が盛り込まれた「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」(以下「総合的対応策」といいます。)を取りまとめました。以後、四度の改訂を行っており、直近の2022年6月には、受け入れた外国人材の受入れ環境を更に充実させる観点とともに、「外国人との共

生社会の実現に向けたロードマップ」(以下「ロードマップ」といいます。)も踏まえ改訂を行いました。

今回の改訂では、ロードマップの施策について単年度に実施すべき施策を示すとともに、必ずしも中長期的に取り組むべき施策ではないためにロードマップには記載されていないものの、共生社会の実現のために政府において取り組むべき施策を示しています。

今後は、ロードマップの実施状況の毎年の点検とともに、定期的に総合的対応策のフォローアップを行い、政府全体で共生社会の実現を目指していきます。



共生社会の実現に向けた適正な外国人雇用推進月間

外国人の雇用を適正化して不法就労を防止するため、政府全体としての「外国人労働者問題啓発月間」に時期を合わせて、毎年6月を「不法就労外国人対策キャンペーン月間」と定めて広報活動を行ってきましたが、令和4年度は、「共生社会の実現に向けた適正な外国人雇用推進月間」として、国民を始め、外国人を雇用する企業、関係団体等に不法就労防止対策のほか、外国人を受け入れるに当たっての留意点等の啓発活動を行いました。



リーフレット



デジタルサイネージ

3 出入国在留管理庁における主な施策

1 一元的相談窓口への支援

在留外国人が、在留手続、雇用、医療、福祉、出産・子育て・子供の教育等の生活に関わる様々な事柄について疑問や悩みを抱いた場合に、適切な情報や相談場所に迅速に到達することができるよう、地方公共団体が情報提供及び相談を行う一元的な相談窓口の設置・運営の取組を「外国人受入環境整備交付金」により財政的に支援しています。2021年度は、218の地方公共団体に交付決定を行いました。交付決定を受けた一元的相談窓口にお

いては、多言語での相談対応や国及び関係機関と連携することにより相談者に適切な情報が提供されることが期待されています。



2 受入環境調整担当官を通じた地方公共団体等との連携・協力

2019年4月から地方出入国在留管理官署（一部を除く。以下「地方官署」という。）に「受入環境調整担当官」を配置し、地方公共団体の要望を踏まえ、一元的相談窓口で地方官署職員を相談員として適宜派遣するほか、相談業務に従事する地方公共団体職員等に対し、情報提供や研修を行っています。

また、地域における多文化共生施策の推進を図るため、受入環境調整担当官の体制配備を図るとともに、地方公共団体等との連携・協力の下に、地

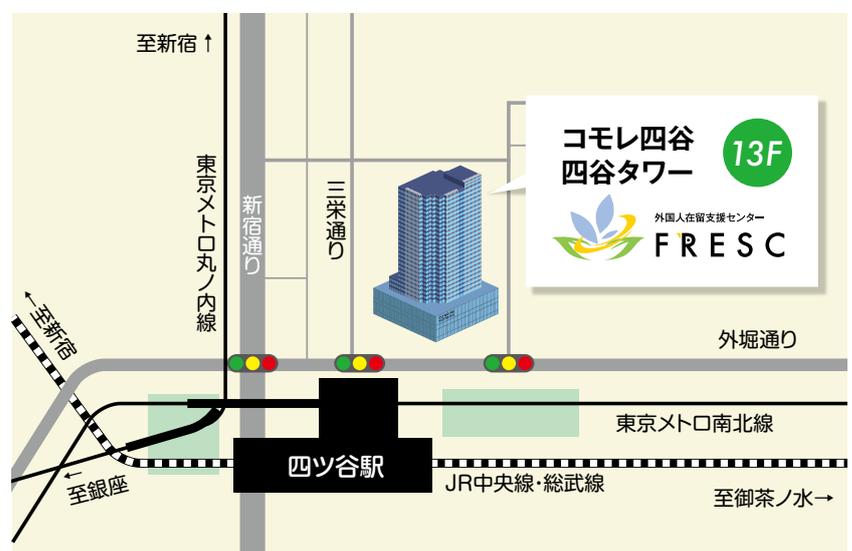
域における情報収集や収集した好事例などの有益な情報を、地方公共団体等へ展開しています。



3 外国人在留支援センター（FRESC）

同センターには、外国人の在留支援に関連する4省庁8機関（東京出入国在留管理局、東京法務局人権擁護部、法テラス等）がワンフロアに入居し、入居機関が連携しながら、在留資格の更新・変更、法律トラブル等に関する相談対応を行うほか、地方公共団体が設置する一元的相談窓口からの問合せへの対応、地方公共団体職員への研修、情報提供等の支援を行っています。

このような外国人の在留を効果的に支援する取組を通じて共生社会実現のための環境整備を着実に進めています。



※FRESC（フレスク）：Foreign Residents Support Center

4 外国人在留総合インフォメーションセンター

出入国在留管理庁では、「外国人在留総合インフォメーションセンター」（外国人在留総合相談業務として実施している地方出入国在留管理官署（一部を除く。）の相談窓口を含む。）を設置し、相談員が相談窓口において、外国人及び本邦の関係者に対し、入国・在留関係諸手続及び当該手続に必要な各種書類の記載等の相談対応を多言語で行うとともに、全国一律の電話による同様の相談対応も行っています。



外国人在留総合インフォメーションセンター

5 生活・就労ガイドブック

出入国在留管理庁では、在留外国人が我が国において安全・安心に生活・就労できるようにするために必要な基礎的情報（在留手続・労働関係法令・社会保険・防犯・交通安全等）をまとめた「生活・就労ガイドブック」を政府横断的に作成し、出入国在留管理庁ホームページの「外国人生活支援ポータルサイト」において、16言語※で掲載しています。

※日本語（やさしい日本語版を含む）、英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語、ベトナム語、ネパール語、タイ語、インドネシア語、ミャンマー語、クメール語（カンボジア語）、フィリピン語、モンゴル語、トルコ語、ウクライナ語。



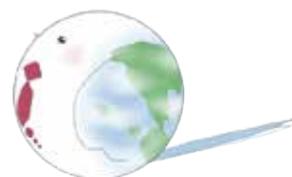
<https://www.moj.go.jp/isa/support/portal/index.html>



6 やさしい日本語の普及

国や地方公共団体等におけるやさしい日本語の活用を促進するため、2020年2月から「在留支援のためのやさしい日本語ガイドライン」に関する有識者会議を開催し、同年8月に、「在留支援のためのやさしい日本語ガイドライン」を作成しました。このガイドラインについては、出入国在留管理庁ホームページの「外国人生活支援ポータルサイト」において公開しています。

また、2021年度に開催した「やさしい日本語の普及による情報提供等の促進に関する検討会議」による報告結果を踏まえ、地方公共団体や関係省庁への周知、地方公共団体職員への研修を実施するなど、やさしい日本語の普及・活用を推進しています。



やさしい日本語の
イメージキャラクター
「ことりん」です。



https://www.moj.go.jp/isa/support/portal/plainjapanese_guideline.html



2

円滑かつ厳格な出入国審査



1 全ての人の出入国の公正な管理

国境を越える人々、そのスムーズな移動のために

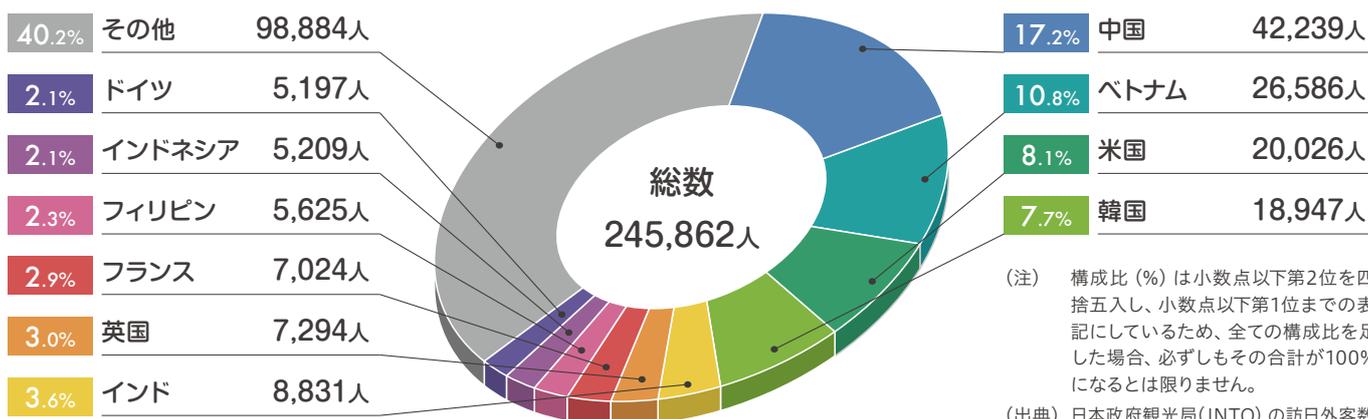
国際化時代の中で、日本は世界に向かってできる限り扉を開くようにしています。とは言っても、外国人が何らの制限や審査も受けずに自由に日本に入国し、仕事につき、生活してよいというわけではありません。

外国人がどのような目的で日本を訪れ、どのくらい滞在するのか、それが日本人の生活をおびやかすことがないのかなどを日本の法令に基づいて判断

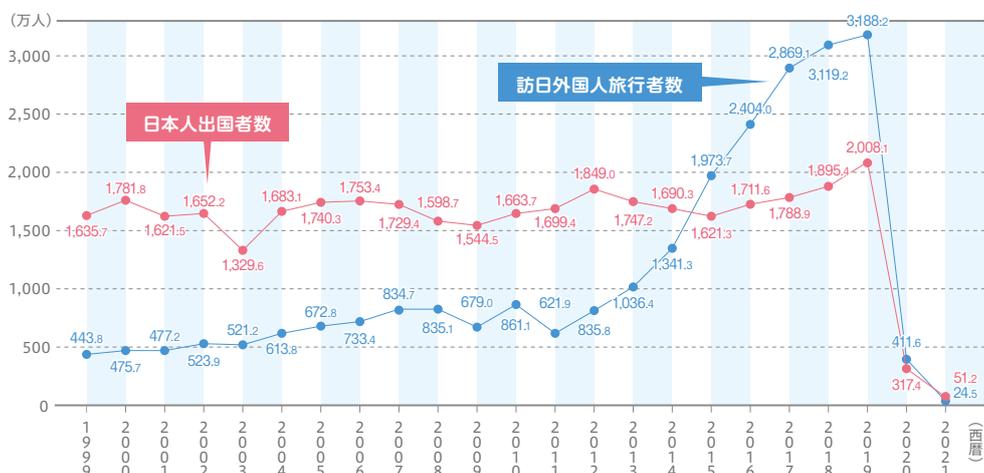
し、日本に滞在することができるかどうかが決めます。これを行う入国管理の仕事は、人の交流が活発になればなるほど一層重要になります。

正当な目的をもって来日しようとする人がスムーズに入国し安心して生活できるようにするとともに、日本での滞在を認めてはならないような外国人から日本国民の生命・安全や産業・国民生活上の利益を守ることもまた、入管の仕事です。

国籍・地域別訪日外国人旅行者数 (2021)



訪日外国人旅行者数、日本人出国者数の推移



(注) 観光庁で公表する「訪日外国人旅行者数」は、法務省が公表する「外国人入国者数」から在留資格「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」及び「定住者」による入国者数並びに特別永住者の入国者数を除き、船舶観光上陸許可数、寄港地上陸許可数及び通過上陸許可数を加えたものである。

(出典) 日本政府観光局(JNTO)の訪日外客数

上陸許可証印 (シール式)



- 2019年8月1日に
- 観光、商用、親族訪問など、短期間日本に滞在する目的で
- 在留期間90日を許可され
- 羽田空港国際線旅客ターミナルから上陸したことを意味しています。

外国人の入国の審査

我が国に外国人を受け入れるに当たっては、国際社会における我が国の役割や、我が国の地理的・歴史的な背景などを考慮し、内外社会の現況や動向を十

分に見極めた上で、そのルールづくりがなされるよう、関係省庁や関係団体との協議・意見交換が重ねられています。

1 外国人は旅券（パスポート）と査証（ビザ）を持って日本に来ます。



上陸審査場



自動化ゲート



バイオカード

※自動化ゲート・バイオカードの詳細は10ページを御覧ください。

2 日本の出入国港へ着いた外国人は上陸の申請を行います。この際、免除対象者を除き個人識別情報（指紋及び顔写真）を提供します。



入国審査官による上陸審査

3 入国審査官は旅券、査証、そして必要な事項が記載された外国人入国記録（EDカードと呼ばれています。）等によって、その外国人の上陸を認めてよいかどうかの審査をします。



旅券



査証



外国人入国記録

4 外国人の旅券に上陸許可の証印をします。

新千歳空港、成田空港、羽田空港、中部空港、関西空港、広島空港及び福岡空港においては、上陸許可によって中長期在留者となった方には、在留カードを交付します。その他の出入国港では、旅券に在留カードを後日交付する旨を記載します。

在留資格とは...

入国の際に外国人の入国・在留の目的に応じて入国審査官から与えられる資格（38種類：P11「在留資格一覧表」を参照）で、外国人はこの資格の範囲内で活動することができます。

5 これで正式に日本への上陸が許可されたことになります。

外国人の出国の確認

日本での活動を終えた外国人は出入国港から出国します。

外国人が日本から出国するときは、入国審査官が出国の確認を行い、旅券に出国の証印をします。この際、刑を免れようとして国外に逃亡を図る外国人については、出国の証印をせず、一定の時間出国の確認を留保することができます。

日本人の出国の確認

日本人が海外に出かけるときは、事前に旅券の発給を受け、必要に応じて渡航先の国の査証を取得します。

入国審査官は、日本人が出国するときも旅券を確認し、旅券に証印をします。



出国審査場



出国証印の
印影

日本人の帰国の確認

帰国した日本人は、再び入国審査官に旅券を提出します。

入国審査官は、帰国の事実を確認し、旅券に証印をして帰国のチェックは完了します。



帰国の確認



帰国証印の
印影



出入国審査に関するQ&Aをこちらに掲載しています。

https://www.moj.go.jp/isa/applications/guide/kanri_qa.html



2 | 出入国手続の円滑化 (バイオカート・顔認証ゲート・自動化ゲート)

2021年は新型コロナウイルス感染症の世界的な流行の影響で、訪日外国人旅行者数は24万人に減少しましたが、流行前の2019年は3,188万人に達し、過去最高を記録しました。訪日外国人旅行者数が増加すると、空港の出入国審査場が混雑し、審査待ち時間が長時間となることがあります。

出入国在留管理庁では、出入国手続の円滑化を図るため、上陸審査場における外国人からの個人識別情報取得の迅速化を図るべく、上陸審査の待ち時間に指紋及び顔写真の提供を受けるための機器、通称「バイオカート」を20の空海港で運用しています。

さらに、顔認証技術を活用した顔認証ゲートを用いて日本人の出帰国手続を行うことで、より多くの入国審査官を外国人の審査に充て、審査の厳格さを維持しつつ更なる円滑化を図っています。顔認証ゲートは、新千歳空港、成田空港、羽田空港、中部空港、関西空港、福岡空港及び那覇空港の上陸・出国各審査場に設置されており、現在では日本人の出帰国手続のみならず、

外国人出国手続においても運用されています。

顔認証ゲートは、利用のための要件を満たす人であれば誰でも利用することができ、IC旅券内に保存された顔画像と、顔認証ゲートのカメラで撮影した顔画像を照合し、本人確認等が問題なく完了すると、ゲートを通過することができます。

また、日本人と一定の要件を満たす外国人は、事前に利用者登録を行うことで、自動化ゲート（指紋認証ゲート）の利用によってもスムーズに出入国の手続を行うことができます。

自動化ゲートは、成田空港、羽田空港、中部空港及び関西空港に設置されています。



バイオカート



顔認証ゲート

バイオカートの仕組み

上陸審査では、バイオカートを利用し、列に並んでいる間に前倒しで個人識別情報（指紋及び顔写真）を提供することで、上陸審査手続を短縮することができます。



顔認証ゲートの仕組み

顔認証ゲートを利用して出帰国の手続を行った場合、旅券に証印（スタンプ）は押印されません。



自動化ゲートの仕組み

自動化ゲートを利用して出入（帰）国の手続を行った場合、旅券に証印（スタンプ）は押印されません。※日本人が利用される場合の例です。事前に利用者登録が必要です。



在留資格一覽表

| 在留資格 | 本邦において行うことができる活動 | | 該当例 | 在留期間 |
|--------------|---|--|---|----------------------|
| 外交 | 日本国政府が接受する外国政府の外交使節団若しくは領事機関の構成員、条約若しくは国際慣行により外交使節と同様の特権及び免除を受ける者又はこれらの者と同一の世帯に属する家族の構成員としての活動 | | 外国政府の大使、公使、総領事、代表団構成員等及びその家族 | 外交活動の期間 |
| 公用 | 日本国政府の承認した外国政府若しくは国際機関の公務に従事する者又はその者と同一の世帯に属する家族の構成員としての活動（この表の外交の項に掲げる活動を除く。） | | 外国政府の大使館・領事館の職員、国際機関等から公の用務で派遣される者等及びその家族 | 5年、3年、1年、3月、30日又は15日 |
| 教授 | 本邦の大学若しくはこれに準ずる機関又は高等専門学校において研究、研究の指導又は教育をする活動 | | 大学教授等 | 5年、3年、1年又は3月 |
| 芸術 | 収入を伴う音楽、美術、文学その他の芸術上の活動（この表の興行の項に掲げる活動を除く。） | | 作曲家、画家、著述家等 | 5年、3年、1年又は3月 |
| 宗教 | 外国の宗教団体により本邦に派遣された宗教家の行う布教その他の宗教上の活動 | | 外国の宗教団体から派遣される宣教師等 | 5年、3年、1年又は3月 |
| 報道 | 外国の報道機関との契約に基づいて行う取材その他の報道上の活動 | | 外国の報道機関の記者、カメラマン | 5年、3年、1年又は3月 |
| 高度専門職 | 1号 高度の専門的な能力を有する人材として法務省令で定める基準に適合する者が行う次のイからハまでのいずれかに該当する活動であって、我が国の学術研究又は経済の発展に寄与することが見込まれるもの | イ 法務大臣が指定する本邦の公私の機関との契約に基づいて研究、研究の指導若しくは教育をする活動又は当該活動と併せて当該活動と関連する事業を自ら経営し若しくは当該機関以外の本邦の公私の機関との契約に基づいて研究、研究の指導若しくは教育をする活動 ロ 法務大臣が指定する本邦の公私の機関との契約に基づいて自然科学若しくは人文科学の分野に属する知識若しくは技術を要する業務に従事する活動又は当該活動と併せて当該活動と関連する事業を自ら経営する活動 ハ 法務大臣が指定する本邦の公私の機関において貿易その他の事業の経営を行い若しくは当該事業の管理に従事する活動又は当該活動と併せて当該活動と関連する事業を自ら経営する活動 | ポイント制による高度人材 | 5年 |
| | 2号 1号に掲げる活動を行った者であって、その在留が我が国の利益に資するものとして法務省令で定める基準に適合するものが行う次の活動 イ 本邦の公私の機関との契約に基づいて研究、研究の指導又は教育をする活動 ロ 本邦の公私の機関との契約に基づいて自然科学又は人文科学の分野に属する知識又は技術を要する業務に従事する活動 ハ 本邦の公私の機関において貿易その他の事業の経営を行い又は当該事業の管理に従事する活動 ニ 2号イからハまでのいずれかの活動と併せて行うこの表の教授、芸術、宗教、報道、法律・会計業務、医療、教育、技術・人文知識・国際業務、介護、興行、技能、特定技能2号の項に掲げる活動（2号イからハまでのいずれかに該当する活動を除く。） | 無期限 | | |
| 経営・管理 | 本邦において貿易その他の事業の経営を行い又は当該事業の管理に従事する活動（この表の法律・会計業務の項に掲げる資格を有しなければ法律上行うことができないこととされている事業の経営又は管理に従事する活動を除く。） | | 企業等の経営者・管理者 | 5年、3年、1年、6月、4月又は3月 |
| 法律・会計業務 | 外国法務弁護士、外国公認会計士その他法律上資格を有する者が行うこととされている法律又は会計に係る業務に従事する活動 | | 弁護士、公認会計士等 | 5年、3年、1年又は3月 |
| 医療 | 医師、歯科医師その他法律上資格を有する者が行うこととされている医療に係る業務に従事する活動 | | 医師、歯科医師、看護師 | 5年、3年、1年又は3月 |
| 研究 | 本邦の公私の機関との契約に基づいて研究を行う業務に従事する活動（この表の教授の項に掲げる活動を除く。） | | 政府関係機関や私企業等の研究者 | 5年、3年、1年又は3月 |
| 教育 | 本邦の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、専修学校又は各種学校若しくは設備及び編制に関してこれに準ずる教育機関において語学教育その他の教育をする活動 | | 中学校・高等学校等の語学教師等 | 5年、3年、1年又は3月 |
| 技術・人文知識・国際業務 | 本邦の公私の機関との契約に基づいて行う理学、工学その他の自然科学の分野若しくは法律学、経済学、社会学その他の人文科学の分野に属する技術若しくは知識を要する業務又は外国の文化に基盤を有する思考若しくは感受性を必要とする業務に従事する活動（この表の教授、芸術、報道、経営・管理、法律・会計業務、医療、研究、教育、企業内転勤、介護、興行の項に掲げる活動を除く。） | | 機械工学等の技術者、通訳、デザイナー、私企業の語学教師、マーケティング業務従事者等 | 5年、3年、1年又は3月 |
| 企業内転勤 | 本邦に本店、支店その他の事業所のある公私の機関の外国にある事業所の職員が本邦にある事業所に期間を定めて転勤して当該事業所において行うこの表の技術・人文知識・国際業務の項に掲げる活動 | | 外国の事業所からの転勤者 | 5年、3年、1年又は3月 |
| 介護 | 本邦の公私の機関との契約に基づいて介護福祉士の資格を有する者が介護又は介護の指導を行う業務に従事する活動 | | 介護福祉士 | 5年、3年、1年又は3月 |
| 興行 | 演劇、演芸、演奏、スポーツ等の興行に係る活動又はその他の芸能活動（この表の経営・管理の項に掲げる活動を除く。） | | 俳優、歌手、ダンサー、プロスポーツ選手等 | 3年、1年、6月、3月又は15日 |
| 技能 | 本邦の公私の機関との契約に基づいて行う産業上の特殊な分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する活動 | | 外国料理の調理師、スポーツ指導者、航空機の操縦者、貴金属等の加工職人等 | 5年、3年、1年又は3月 |



| 在留資格 | 本邦において行うことができる活動 | | 該当例 | 在留期間 |
|------|---|--|--|---|
| 特定技能 | 1号 | 法務大臣が指定する本邦の公私の機関との雇用に関する契約（入管法第2条の5第1項から第4項までの規定に適合するものに限る。次号において同じ。）に基づいて行う特定産業分野（人材を確保することが困難な状況にあるため外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野として法務省令で定めるものをいう。同号において同じ。）であって法務大臣が指定するものに属する法務省令で定める相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する活動 | 特定産業分野に属する相当程度の知識又は経験を要する技能を要する業務に従事する外国人 | 1年、6月又は4月 |
| | 2号 | 法務大臣が指定する本邦の公私の機関との雇用に関する契約に基づいて行う特定産業分野であって法務大臣が指定するものに属する法務省令で定める熟練した技能を要する業務に従事する活動 | 特定産業分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する外国人 | 3年、1年又は6月 |
| 技能実習 | 1号 | イ 技能実習法上の認定を受けた技能実習計画（第一号企業単独型技能実習に係るものに限る。）に基づいて、講習を受け、及び技能等に係る業務に従事する活動 | 技能実習生 | 法務大臣が個々に指定する期間 （1年を超えない範囲） |
| | | ロ 技能実習法上の認定を受けた技能実習計画（第一号団体監理型技能実習に係るものに限る。）に基づいて、講習を受け、及び技能等に係る業務に従事する活動 | | |
| | 2号 | イ 技能実習法上の認定を受けた技能実習計画（第二号企業単独型技能実習に係るものに限る。）に基づいて技能等を要する業務に従事する活動 | | 法務大臣が個々に指定する期間 （2年を超えない範囲） |
| | | ロ 技能実習法上の認定を受けた技能実習計画（第二号団体監理型技能実習に係るものに限る。）に基づいて技能等を要する業務に従事する活動 | | |
| | 3号 | イ 技能実習法上の認定を受けた技能実習計画（第三号企業単独型技能実習に係るものに限る。）に基づいて技能等を要する業務に従事する活動 | | 法務大臣が個々に指定する期間 （2年を超えない範囲） |
| | | ロ 技能実習法上の認定を受けた技能実習計画（第三号団体監理型技能実習に係るものに限る。）に基づいて技能等を要する業務に従事する活動 | | |
| 文化活動 | 収入を伴わない学術上若しくは芸術上の活動又は我が国特有の文化若しくは技芸について専門的な研究を行い若しくは専門家の指導を受けてこれを修得する活動（この表の留学、研修の項に掲げる活動を除く。） | | 日本文化の研究者等 | 3年、1年、6月又は3月 |
| 短期滞在 | 本邦に短期間滞在して行う観光、保養、スポーツ、親族の訪問、見学、講習又は会合への参加、業務連絡その他これらに類似する活動 | | 観光客、会議参加者等 | 90日若しくは30日又は15日以内の日を単位とする期間 |
| 留学 | 本邦の大学、高等専門学校、高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）若しくは特別支援学校の高等部、中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。）若しくは特別支援学校の中学部、小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）若しくは特別支援学校の小学部、専修学校若しくは各種学校又は設備及び編制に関してこれらに準ずる機関において教育を受ける活動 | | 大学、短期大学、高等専門学校、高等学校、中学校及び小学校等の学生・生徒 | 法務大臣が個々に指定する期間 （4年3月を超えない範囲） |
| 研修 | 本邦の公私の機関により受け入れられて行う技能等の修得をする活動（この表の技能実習1号、留学の項に掲げる活動を除く。） | | 研修生 | 1年、6月又は3月 |
| 家族滞在 | この表の教授、芸術、宗教、報道、高度専門職、経営・管理、法律・会計業務、医療、研究、教育、技術・人文知識・国際業務、企業内転勤、介護、興行、技能、特定技能2号、文化活動、留学の在留資格をもって在留する者の扶養を受ける配偶者又は子として行う日常的な活動 | | 在留外国人が扶養する配偶者・子 | 法務大臣が個々に指定する期間 （5年を超えない範囲） |
| 特定活動 | 法務大臣が個々の外国人について特に指定する活動 | | 外交官等の家事使用人、ワーキング・ホリデー、経済連携協定に基づく外国人看護師・介護福祉士候補者等 | 5年、3年、1年、6月、3月又は法務大臣が個々に指定する期間 （5年を超えない範囲） |

| 在留資格 | 本邦において有する身分又は地位 | 該当例 | 在留期間 |
|----------|--|-------------------------------------|--|
| 永住者 | 法務大臣が永住を認める者 | 法務大臣から永住の許可を受けた者（入管特例法の「特別永住者」を除く。） | 無期限 |
| 日本人の配偶者等 | 日本人の配偶者若しくは特別養子又は日本人の子として出生した者 | 日本人の配偶者・子・特別養子 | 5年、3年、1年又は6月 |
| 永住者の配偶者等 | 永住者等の配偶者又は永住者等の子として本邦で出生しその後引き続き本邦に在留している者 | 永住者・特別永住者の配偶者及び本邦で出生し引き続き在留している子 | 5年、3年、1年又は6月 |
| 定住者 | 法務大臣が特別な理由を考慮し一定の在留期間を指定して居住を認める者 | 第三国定住難民、日系3世、中国残留邦人等 | 5年、3年、1年、6月又は法務大臣が個々に指定する期間 （5年を超えない範囲） |

1 外国人の在留の管理

正しい在留でENJOY JAPAN

日本に在留する外国人は、上陸の時に決定された在留資格と在留期間の範囲内であれば自由に安心して活動することができます。その在留資格を変更したい、在留期間を超えて在留したいなどというときは日本の法令に基づいて入管で許可を受けなければなりません。

我が国は、このように在留資格や在留期間により、外国人の日本における活動と滞在を保証すると同時に、これらの審査を通じて日本国民の利益や治安が害されないよう配慮しつつ、外国人の在留の適正な管理に努めています。



在留審査窓口

ビジネスで長期滞在していますが、休みを利用して帰国します。



一時的に外国へ出国し、再び同じ在留目的で入国を希望する場合、**再入国許可**を受けると便利です。

●「みなし再入国許可」について

有効な旅券及び在留カードを所持する外国人の方が出国する際、出国後1年以内（特別永住者については2年以内）に本邦での活動を継続するために再入国する場合は、原則として再入国許可を受ける必要はなく、入国審査官に再び入国する意図を表明して出国することにより、再入国の許可を受けたものとみなします。この制度を「みなし再入国許可」といいます。みなし再入国許可により出国した方は、その有効期間を海外で延長することはできません。出国後1年以内（特別永住者については2年以内）（注）に再入国しないと在留資格（特別永住者については法的地位）が失われることになります。

（注）在留期限が出国後1年未満の間に到来する場合は、その在留期限までに再入国してください。

▶▶再入国許可の申請についてはこちら

<https://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/16-5.html>



再入国許可証印

留学生として在留中ですが、アルバイトはできますか。



許可された活動以外の就労活動（アルバイト）を行うことを希望する場合、**資格外活動許可**の申請をしてください。

▶▶資格外活動許可の申請についてはこちら

<https://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/16-8.html>



在留カード裏面（資格外活動許可）



資格外活動許可証印

大学教授として在留中ですが、大学との契約を延長したので、引き続き日本で教えたいのですが…。



許可された在留期間を超えて在留を希望する場合、**在留期間更新**の申請をしてください。

▶▶在留期間更新の申請についてはこちら

<https://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/16-3.html>





日本の女性と結婚したのですが…。



現在の在留目的を変更して在留を希望する場合、
在留資格変更の申請をしてください。

▶▶在留資格変更の申請についてはこちら

<https://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/16-2.html>



私たち外国人夫婦に子供が生まれました…。



出生・日本国籍の離脱などにより、日本において
外国人として在留することになった場合、
在留資格を取得する必要があります。

▶▶在留資格取得の申請についてはこちら

<https://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/16-10.html>



長く日本で生活してきたので、このまま日本で一生を過ごしたい…。



日本に永住を希望する場合、
永住許可の申請をしてください。

▶▶永住許可の申請についてはこちら

<https://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/16-4.html>



就職しようとする会社から、働いてもよいという証明書を提出するよう言われましたが…。



就労資格証明書の
申請をしてください。

▶▶就労資格証明書の申請についてはこちら

<https://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/16-9.html>



就労資格証明書



各種申請用紙のダウンロードはこちら

<https://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/index.html>



関連統計

在留外国人数の推移（各年末現在）

| 年 | 在留外国人数 |
|------|--------------------|
| 2001 | 1,679,919人 (1.32%) |
| 2006 | 1,989,864人 (1.56%) |
| 2011 | 2,047,349人 (1.60%) |
| 2016 | 2,382,822人 (1.88%) |
| 2021 | 2,760,635人 (2.20%) |

()内は我が国の総人口に占める割合

(注) 2011年以前は、外国人登録者数であり、2012年以降は中長期在留者に特別永住者を加えた在留外国人数となります。

国籍・地域別在留外国人数（2021年12月末現在）

| 国籍・地域 | 在留外国人数 | 構成比 (%) |
|-------|------------|---------|
| 総数 | 2,760,635人 | 100.0% |
| 中国 | 716,606人 | 26.0% |
| ベトナム | 432,934人 | 15.7% |
| 韓国 | 409,855人 | 14.8% |
| フィリピン | 276,615人 | 10.0% |
| ブラジル | 204,879人 | 7.4% |
| その他 | 719,746人 | 26.1% |

(注) 構成比 (%) は小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位までの表記にしているため、全ての構成比を足した場合、必ずしもその合計が100%になるとは限りません。

オンラインによる在留手続

インターネットを利用したオンラインによる在留手続は、これまで一定の要件を満たす所属機関の職員の方や所属機関から依頼を受けた弁護士及び行政書士の方等に限定されていましたが、2022年3月からは、マイナンバーカードの個人認証機能等を活用することで外国人本人などによる申請が可能となりました（事前にオンライン上での利用者情報登録や郵送等による利用申出を行う必要があります）。

また、「日本人の配偶者等」などの在留資格がオンライン申請の対象に追加されたことによって、永住許可申請などを除く多くの手続がオンライン申請の対象と

なっています。

在留申請オンラインシステムの利用方法やオンライン申請の対象となる申請種別・在留資格などの詳細については、出入国在留管理庁ホームページを御参照ください。

オンラインによる在留手続については、今後も対象となる手続や在留資格の追加を検討していく予定ですので、決まり次第、出入国在留管理庁ホームページ等で御案内いたします。

窓口混雑回避や新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、ぜひ在留申請オンラインシステムを積極的に御活用ください。

■利用者ごとのオンラインによる在留手続の流れ



1

地方出入国在留管理局の窓口に出向く必要はありません。

2 **24H/365DAY**

自宅やオフィスから、24時間、365日申請可能です。
※年に数回メンテナンスのために停止する場合があります。

3 **Free**

システムの利用料金はかかりません。

4

在留カードを郵送でも受領できます。



オンラインによる在留手続のPRキャラクター「らすっぴ」

こんにちは
あります！
メリッポが

2 | 中長期在留者の在留管理制度、在留カード・特別永住者証明書について

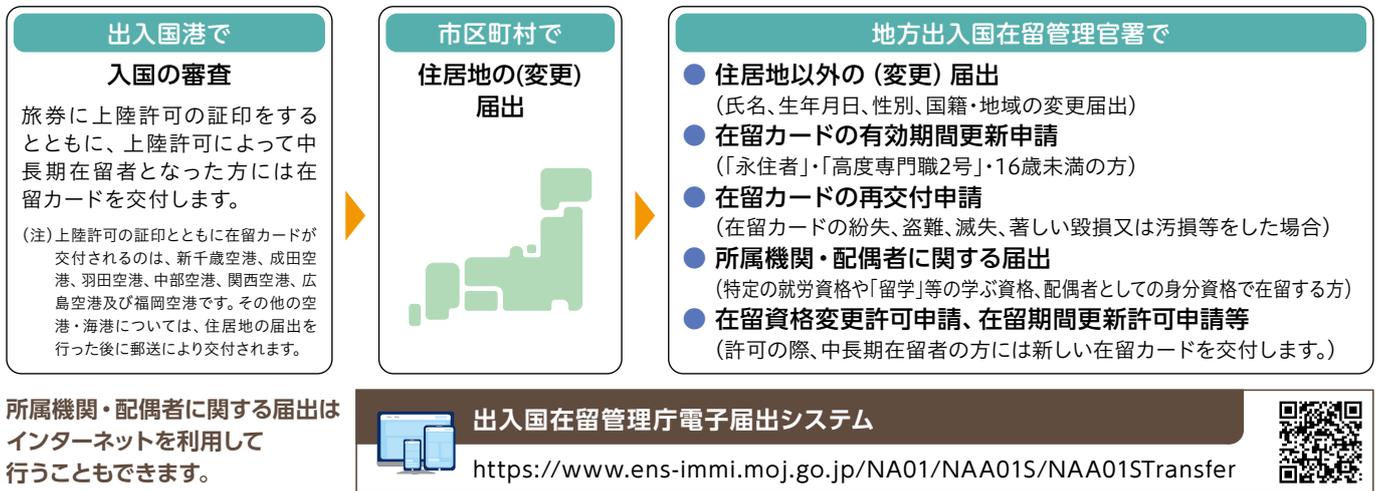
出入国管理及び難民認定法上の在留資格をもって本邦に中長期間在留する外国人（以下「中長期在留者」と略称します。）を対象として、出入国在留管理庁長官が在留管理に必要な情報を継続的に把握する在留管理制度を導入しています。

中長期在留者は在留管理制度の対象者

在留管理制度の対象者となる中長期在留者とは、具体的には次の1～6のいずれにも当てはまらない外国人です。中長期在留者には、基本的な身分事項や在留資格などを記載した**在留カードが交付されます。**

- 1 「3月」以下の在留期間が決定された人
- 2 「短期滞在」の在留資格が決定された人
- 3 「外交」又は「公用」の在留資格が決定された人
- 4 「特定活動」の在留資格が決定された、台湾日本関係協会の本邦の事務所（台北駐日経済文化代表処等）若しくは駐日パレスチナ総代表部の職員又はその家族の方
- 5 特別永住者（特別永住者には、「特別永住者証明書」が交付されます。）
- 6 在留資格を有しない人

中長期在留者の在留管理制度における手続の流れ



在留カード・特別永住者証明書の有効期間更新

在留カード又は特別永住者証明書の交付を受けた方は、その有効期限の2か月前(有効期限が16歳の誕生日とされている方は6か月前)から有効期限までの間に在留カード又は特別永住者証明書の有効期間更新申請を行う必要があります。

なお、在留カードの有効期限が在留期間の満了日である場合は、在留期間更新許可等により新たな在留カードの交付を受けることができるため、有効期間更新申請を行う必要はありません。



在留カード



特別永住者証明書

詳しい情報はこちら

中長期在留者の方

https://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/nyuukokukanri10_00011.html

特別永住者の方

https://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/nyuukokukanri10_00031.html

在留管理制度の詳細はこちら

https://www.moj.go.jp/isa/publications/materials/newimmiact_1_index.html

在留カード等番号失効情報照会ページ

<https://lapse-immi.moj.go.jp/ZEC/appl/e0/ZEC2/pages/FZECST011.aspx>

在留カード等読取アプリケーションサポートページ

<https://www.moj.go.jp/isa/policies/policies/rcc-support.html>

3 高度人材ポイント制

グローバル化が進む中、日本国内でも様々な分野で働く外国人が増えています。日本経済を活性化し、国際競争力を高めていくためには、国内の人材を最大限に活用するだけでなく、多様な価値観や経験、ノウハウ、技術をもった海外の優秀な人材を積極的に受け入れ、新たなイノベーションを生み出していくことが重要です。「高度外国人材ポイント制による出入国在留管理上の優遇制度」は、そのような人材の獲得競争が諸外国との間である中で、優れた能力や技術等をもつ外国人が日本で生活しやすい環境を整備することにより、高度外国人材の我が国への受入れ促進を図ることを目的としています。

「高度外国人材ポイント制による出入国在留管理上の優遇制度」は、一定の就労資格に該当する外国人のうち、本人の希望に応じ、優れた能力や技術等をもつ

人材（高度外国人材）を「ポイント制」という仕組みを通じて認定し、出入国在留管理上の優遇措置を講じる制度です。

本制度では、高度外国人材としての活動類型として「高度学術研究活動」、「高度専門・技術活動」、「高度経営・管理活動」の3つを設け、それぞれの特性に応じて、「学歴」や「職歴」、「年収」などの項目ごとにポイントを設けており、ポイントの合計が一定点数に達した場合に、出入国在留管理上の優遇措置が与えられます。

2015年4月1日からは、高度外国人材のための新しい在留資格「高度専門職1号」が設けられるとともに、この在留資格で一定期間在留した方を対象とした、活動制限が大幅に緩和され在留期間が無期限の在留資格「高度専門職2号」が設けられています。

| 活動区分 | 該当例 | ポイントの合計点 |
|---------------------------|---|---|
| 高度学術研究活動 (高度専門職1号(イ)) | 基礎研究や最先端技術の研究を行う外国人研究者など | 学歴・職歴・年収・年齢の各項目、特別加算項目(研究実績や資格、地位、その他)のポイントの合計点が70点以上 |
| 高度専門・技術活動 (高度専門職1号(ロ)) | 専門的な技術・知識などを生かして、新たな市場の獲得や新たな製品・技術開発などを担う外国人など | |
| 高度経営・管理活動 (高度専門職1号(ハ)) | 日本企業のグローバルな事業展開などのため、豊富な実務経験などを生かして企業の経営・管理に従事する外国人など | |

また、日本再興戦略2016(平成28年6月2日閣議決定)において高度外国人材の永住許可申請に要する在留期間を5年から大幅に短縮する世界最速級の「日本版高度外国人材グリーンカード」を創設すること及びポイント制をより活用しやすいものとする観点から要件の見直しを行うことが盛り込まれたことを受け、2017年4月に高度人材ポイント制を見直しました。

さらに、「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」(令和2年12月8日閣議決定)において、海外と比肩しうる魅力ある金融資本市場への改革と海外事業者や高度外国人材を呼び込む環境構築

を戦略的に進め、世界に開かれた国際金融センターを実現することとされたことを踏まえ、2021年7月に金融商品取引法(昭和23年法律第25号)に規定する第二種金融商品取引業、投資助言・代理業又は投資運用業に係る業務に従事する高度外国人材(金融人材)に対する特別加算に係る基準の追加、家事使用人の雇用要件の緩和等の措置を講じました。

なお、金融人材については、家庭事情等の有無にかかわらず、世帯年収が3,000万円以上であれば、家事使用人を最大2人まで雇用することが可能となっています。

| | |
|-------------------|--|
| これまでのポイント加算措置の見直し | <ul style="list-style-type: none"> ①成長分野(IT等)において所管省庁が関与する先端プロジェクトに従事する人材に対する加算(10点) ②高額投資家に対する加算(5点) ③トップ大学卒業者に対する加算(10点)(注) ④ODAを活用した人材育成事業の修了者に対する加算(5点) ⑤高度学術研究分野における大卒者等への加算(10点) ⑥複数の修士号又は博士号を取得した方に対する加算(5点) ⑦一定の水準の日本語能力(日本語能力試験N2程度)を有する方への加算(10点) ⑧金融人材に対する加算(10点) |
|-------------------|--|

(注) 2019年3月にポイント加算の対象大学を地方の大学を含めて拡大しました。

■高度外国人材として、入国・在留が認められた方は、以下のような出入国在留管理上の優遇措置を受けられます。

| 高度専門職1号の場合 | 高度専門職2号の場合 |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ①複合的な在留活動の許容 ②「5年」の在留期間の付与 ③在留歴に係る永住許可要件の緩和(注) ④配偶者の就労 | <ul style="list-style-type: none"> ⑤親の帯同(一定の要件を満たすことが必要です。) ⑥家事使用人の帯同(一定の要件を満たすことが必要です。) ⑦入国・在留手続の優先処理 |
| <ul style="list-style-type: none"> a. 高度専門職1号の活動と併せてほぼ全ての就労資格の活動を行うことができる(P11「在留資格一覧表」を参照) b. 在留期間が無期限となる c. 左記③から⑥までの優遇措置が受けられる | |

(注) ③在留歴に係る永住許可要件の緩和について

- ▶▶ 70点以上のポイントで高度外国人材として認められた方について、永住許可申請に要する在留期間を3年に短縮する。
- ▶▶ 80点以上のポイントで高度外国人材として認められた方について、永住許可申請に要する在留期間を1年に短縮する。

4 | 在留資格「特定技能」

在留資格「特定技能」の創設

深刻化する人手不足に対応するため、生産性向上や国内人材の確保のための取組を行ってもなお人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野において、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れるため、在留資格「特定技能1号」及び「特定技能2号」が2019年4月1日に設けられました。



在留資格「特定技能」について

特定技能1号 特定産業分野に属する相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格

特定技能2号 特定産業分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格

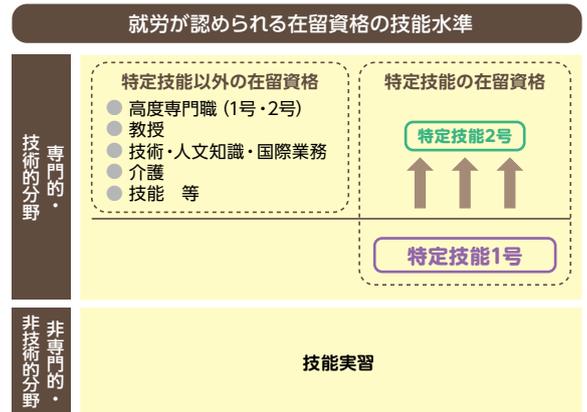
特定産業分野 (12分野) 介護、ビルクリーニング、素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業、建設、造船・船用工業、自動車整備、航空、宿泊、農業、漁業、飲食料品製造業、外食業
(特定技能2号は下線部の2分野のみ受入れ可)

特定技能1号のポイント

- **在留期間**：1年、6か月又は4か月ごとの更新、通算で上限5年まで
- **技能水準**：試験等で確認（技能実習2号を修了した外国人は試験等免除）
- **日本語能力水準**：生活や業務に必要な日本語能力を試験等で確認（技能実習2号を修了した外国人は試験免除）
- **家族の帯同**：基本的に認めない
- **支援**：受入れ機関又は登録支援機関による支援の対象

特定技能2号のポイント

- **在留期間**：3年、1年又は6か月ごとの更新
- **技能水準**：試験等で確認
- **日本語能力水準**：試験等での確認は不要
- **家族の帯同**：要件を満たせば可能（配偶者、子）
- **支援**：受入れ機関又は登録支援機関による支援の対象外



受入れ機関と登録支援機関について

受入れ機関について

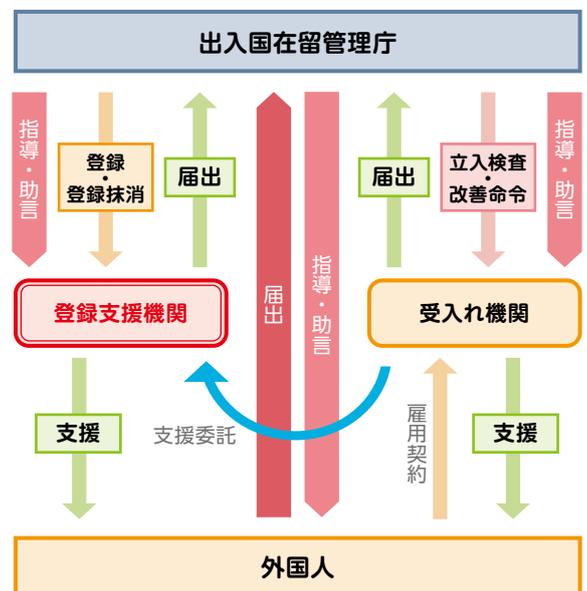
1. 受入れ機関が外国人を受け入れるための基準
 - ①外国人と結ぶ雇用契約が適切（例：報酬額が日本人と同等以上）
 - ②機関自体が適切（例：5年以内に出入国・労働法令違反がない）
 - ③外国人を支援する体制あり（例：外国人が理解できる言語で支援できる）
 - ④外国人を支援する計画が適切（例：生活オリエンテーション等を含む）
2. 受入れ機関の義務
 - ①外国人と結んだ雇用契約を確実に履行（例：報酬を適切に支払う）
 - ②外国人への支援を適切に実施
→支援については、登録支援機関に委託も可。全部委託すれば①③も満たす。
 - ③出入国在留管理庁への各種届出

(注) ①～③を怠ると外国人を受け入れられなくなるほか、出入国在留管理庁から指導、改善命令等を受けることがある。

登録支援機関について

1. 登録を受けるための基準
 - ①機関自体が適切（例：5年以内に出入国・労働法令違反がない）
 - ②外国人を支援する体制あり（例：外国人が理解できる言語で支援できる）
2. 登録支援機関の義務
 - ①外国人への支援を適切に実施
 - ②出入国在留管理庁への各種届出

(注) ①②を怠ると登録を取り消されることがある。



5 | 技能実習法

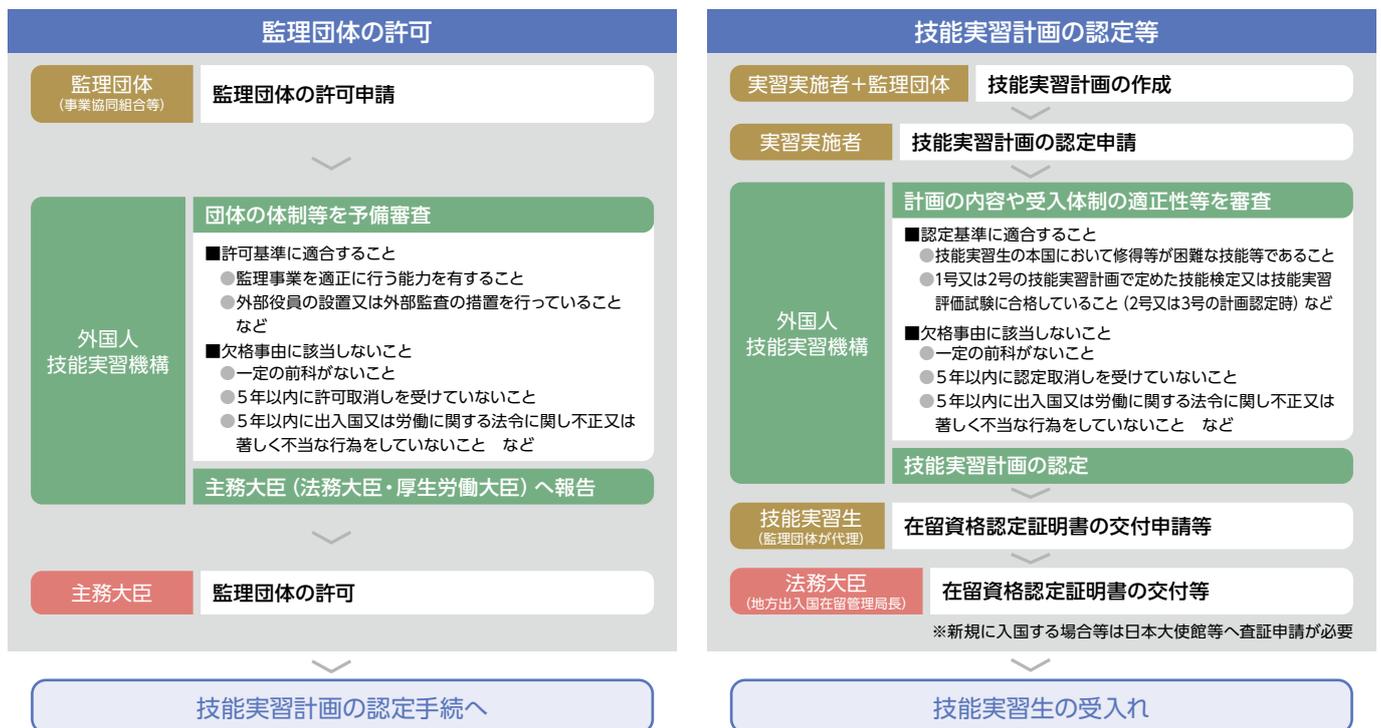
「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」（平成28年法律第89号。以下「技能実習法」といいます。）が2016年11月18日に成立し、同月28日に公布され、2017年11月1日から施行されました（※外国人技能実習機構の設立規定について

は公布日に施行）。技能実習法は、技能実習に関し、技能実習計画の認定及び監理団体の許可の制度を設け、これらに関する事務を行う外国人技能実習機構を設けること等により、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図るものです。

1 監理団体の許可制、技能実習計画の認定制が設けられました

監理事業を行おうとする方は事前に許可を、技能実習を行わせようとする方（実習実施者）は、技能実習生ごとに技能実習計画を作成し、その技能実習計画が適当である旨の認定を受けることになりました。

— 監理団体の許可・技能実習計画の認定等に係る手順について —



2 技能実習生への人権侵害行為は決して許しません

技能実習生に対する人権侵害行為等について、禁止規定や罰則を設けたほか、技能実習生による申告を可能にしました。併せて、外国人技能実習機構による技能実習生に対する相談対応・保護体制を強化するとともに、実習実施者・監理団体による技能実習生の転籍の連絡調整等の措置を講じています。

技能実習法の詳細は、出入国在留管理庁・外国人技能実習機構のホームページを御覧ください。


[出入国在留管理庁『外国人技能実習制度について』](https://www.moj.go.jp/isa/publications/materials/nyuukokukanri05_00014.html)



[外国人技能実習機構](https://www.otit.go.jp/)


技能実習制度の仕組みなどについて、紹介した動画（日本語及び9か国語）を「動画ライブラリー」で公開しています。


[出入国在留管理庁『動画ライブラリー』](https://www.moj.go.jp/isa/about/pr/nyuukokukanri01_00182.html)


4

難民の適正な庇護



国際社会の一員として

我が国は、1981年に「難民の地位に関する条約（難民条約）」に加入し、難民認定制度を設けています。

難民とは、「人種、宗教、国籍、若しくは特定の社会的集団の構成員であること又は政治的意見を理由に迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有するために、国籍国の外にいる者であって、その国籍国の保護を受けることができないもの又はそのような恐怖を有するためにその国籍国の保護を受けることを望まないもの」をいいます。

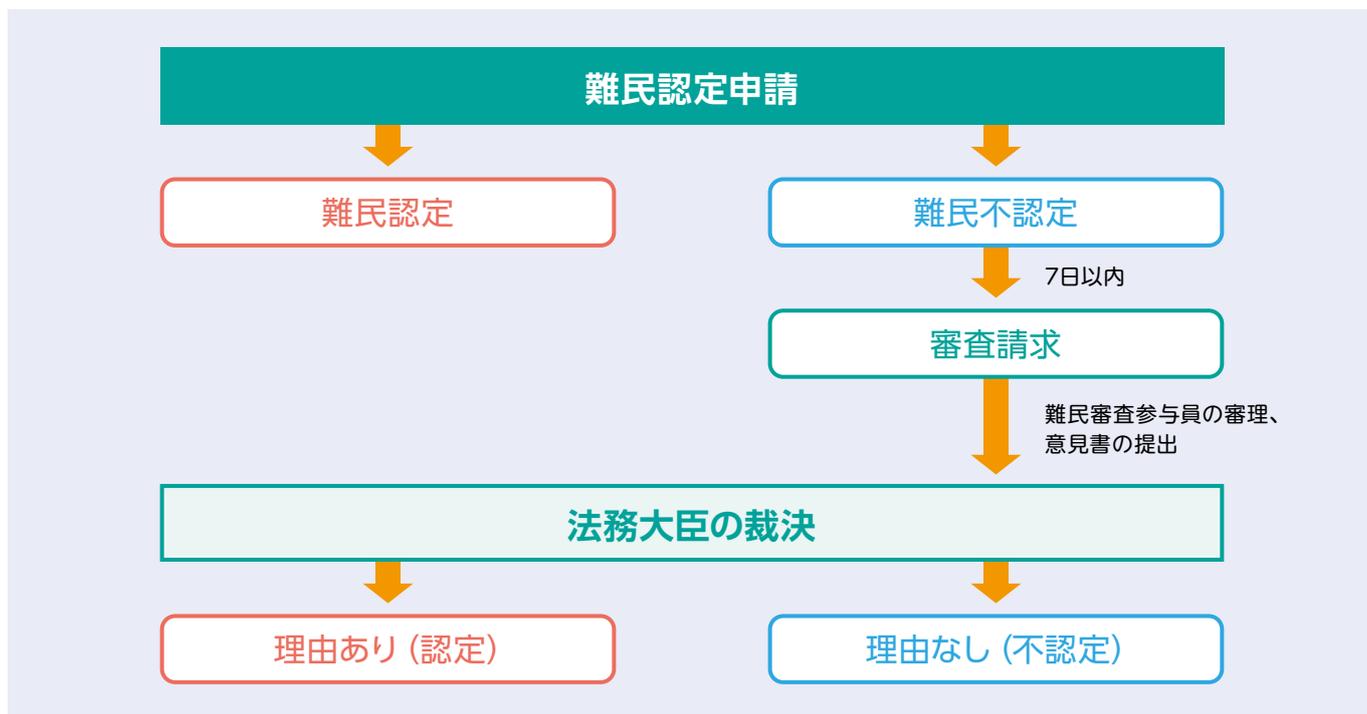
日本にいる外国人から難民認定の申請があった場合には、難民であるか否かが審査され、難民として認定されると、その外国人は、「難民旅行証明書」の交付を受けることができるなど、難民条約に定められている保護が与えられることになります。

2021年に我が国において難民認定申請を行った者は2,413人であり、前年に比べ1,523人減（約39%）と大幅に減少しています。また、同年に難民として認定した者は74人（うち9人は不服申立手続における認定者）であり、難民と認定しなかったものの、人道上の配慮を理由に我が国への在留を認めた者は580人となっています。

また、我が国では、第三国定住による難民の受入れを行っており、出入国在留管理庁は主に受入れ難民の選考手続を担当しています。我が国は、2010年度から2014年度までに、タイ国内において一時的に庇護されているミャンマー難民18家族86人を第三国定住のパイロットケースとして受け入れ、本格実施となった2015年度以降は、マレーシアに一時滞在するミャンマー難民を受入れの対象として、2015年度から2021年度までに34家族114人を受け入れました（2020年度は、世界的な新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響等により、第三国定住による難民を受け入れるには至りませんでした。）。2019年に第三国定住による難民の受入れ対象や人数などを拡大する決定がなされたところ、当庁としては、これら政府方針を踏まえ、関係省庁と連携しつつ、引き続き同難民の円滑な受入れに努めることとしています。

我が国は、1978年にインドシナ難民の受入れを開始して以降、難民条約上の難民のほか、第三国定住による難民、人道上の配慮を必要とする者を受け入れており、これらを合わせた数（庇護数）は2021年末で15,717人となっています。

基本的な難民認定手続の流れ



外国人の退去強制

不法就労、密入国、犯罪…

外国人の一部には、不法に日本に入国したり、在留許可の範囲を超えて日本に滞在する人たちがいます。そのような外国人を法令に基づいた手続により強制的に国外へ退去させ、日本国民の安全や利益が害されるのを防ぐことも入管の仕事です。どういう場合に退去強制されることになるかは出入国管理及び難民認定法に定められています。

我が国に不法残留する外国人の数は、1993年（約29万9千人）をピークにその増加に歯止めがかかったものの、現在でも約6万7千人に及び、その大部分は不法就労しているものと見られています。

不法就労する外国人の存在は、外国人受入れのための法制度をないがしろにし、日本の労働市場に悪影響を与えるだけでなく、風俗、治安などいろいろな分野にわたって様々な問題を引き起こしている一方で、劣悪な環境下での労働を強いられるなどの被害にあう事案も生じています。

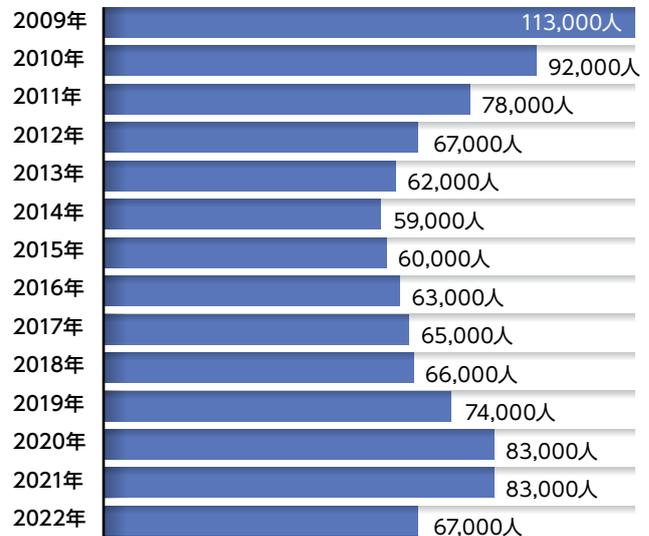


入国警備官

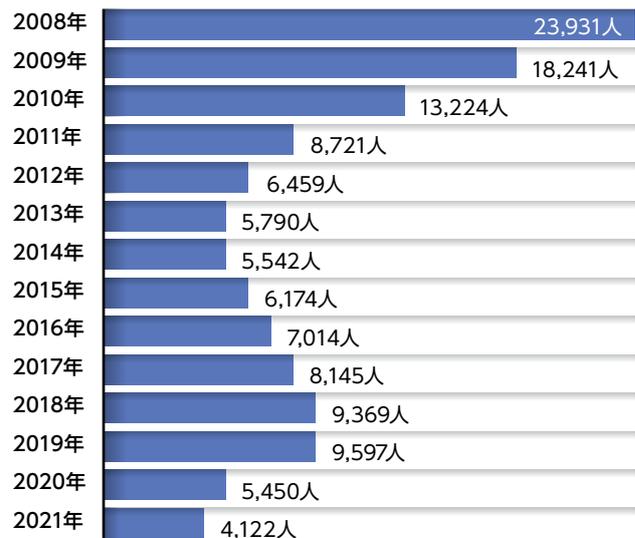
退去強制するか否かの決定に際しては、違反調査、違反審査、口頭審理を通じ、事実関係のほか、外国人の情状をくみとるための手続が慎重に行われています。

退去強制事由に該当する外国人については、退去強制手続を執ることとなりますが、我が国では出入国管理及び難民認定法に定める退去強制事由に該当した外国人の全てが国外へ退去されるのではなく、日本での生活歴、家族状況等が考慮され法務大臣から在留を特別に許可される場合があります。

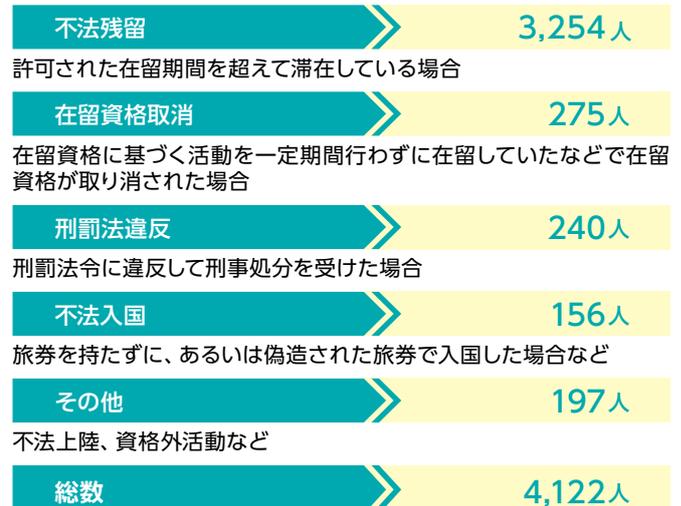
外国人不法残留者数の推移（各年1月1日現在）



送還された外国人の推移



2021年に送還された外国人の違反内容の内訳

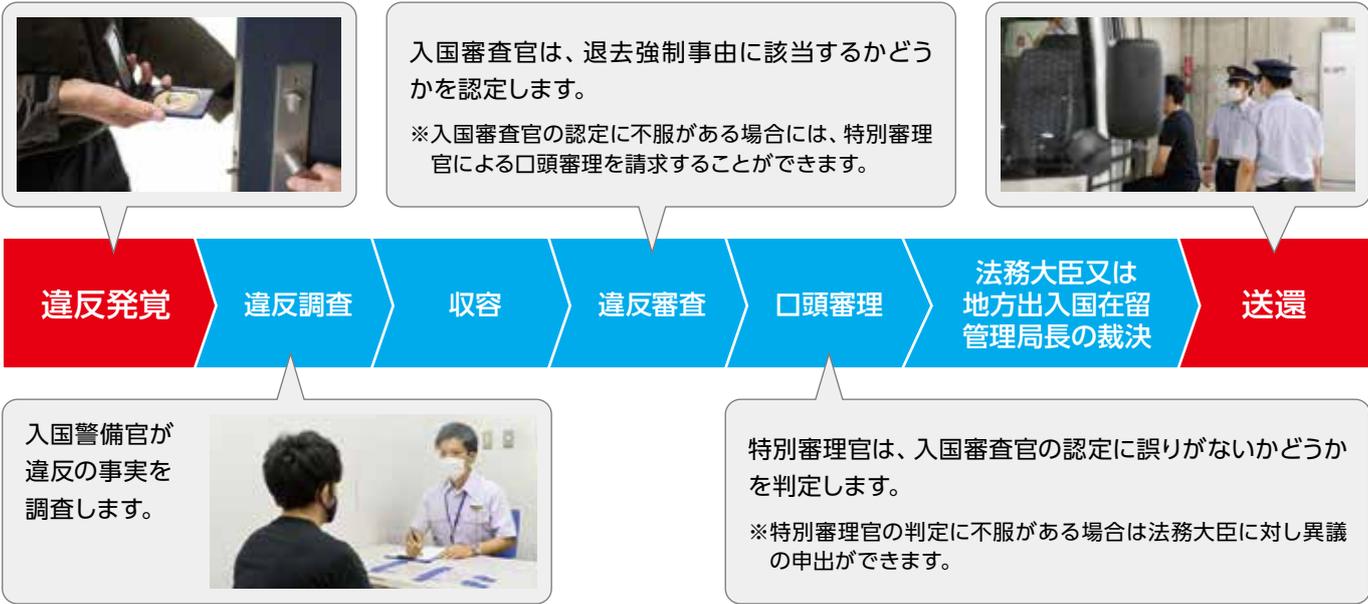




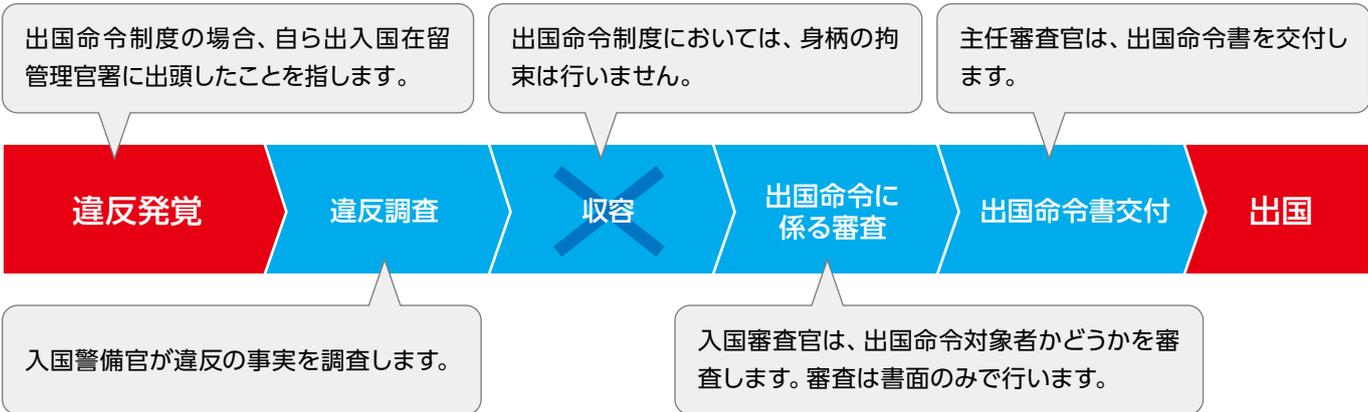
退去強制手続の流れ

退去強制と決定された外国人は、速やかにその国籍国などへ送還されることとなっています。直ちに送還することができないときは、送還できるようになるまで、茨城県牛久市及び長崎県大村市にある入国管理センターなどに収容されることとなります。

また、出入国管理及び難民認定法違反者のうち、一定の要件を満たす不法残留者について、身柄を収容しないまま簡易な手続により出国させる「出国命令制度」があり、2021年にこの制度の対象者として出国命令書を交付された人は、4,410人です。



出国命令手続の流れ



- (要件)**
- ①速やかに出国する意思をもって自ら出入国在留管理官署に出頭したこと
 - ②不法残留以外の退去強制事由に該当しないこと
 - ③入国後窃盗罪等の所定の罪により懲役等に処されていないこと
 - ④これまでに退去強制されたり、出国命令により出国したことがないこと
 - ⑤速やかに本邦から出国することが確実と見込まれること
- ※出国命令により出国した者の上陸拒否期間は1年になります。

1 | ウクライナ避難民の受入れについて

ウクライナにおいては、2022年2月24日に発生したロシア連邦の軍隊によるウクライナへの侵略のため、多数の人々が国内外への避難を余儀なくされています。出入国在留管理庁では、ウクライナから避難され

た方々に対する日本への渡航支援のほか、避難民の方々が安心して日本に滞在できるよう、関係省庁や地方自治体等と連携し、様々な支援の取組を実施しています。

ウクライナ避難民の受入れ、支援に係る主な取組（2022年7月1日現在）

- 日本への渡航を切に希望するものの、自力で渡航手段を確保することが困難な避難民の方々への渡航支援
- 避難民の方々の在留資格についての柔軟な対応
- 地方自治体や企業、NPO・NGO等からの支援申出を一元的に把握するための窓口及び物資・サービスの支援に関するマッチングサイトの開設
- 避難民の方々に対する証明書の発給や我が国の支援内容、相談窓口、就労に際して注意すべき事項等に関する情報の周知
- ウクライナ語での相談対応を可能とした、ウクライナ避難民ヘルプデスクの開設
- 地方自治体やウクライナ避難民の方々からの相談に対応するためのウクライナ避難民受入支援担当の地方入管への配置
- 身元引受先のない避難民の方々に対して、一時滞在所の提供、生活費や医療費の支給、日本語教室の開設、カウンセリングの実施、受入れ先となる自治体・団体等とのマッチング

ウクライナ避難民であることの証明書



ウクライナ避難民に関する情報は、こちらのホームページを御覧ください。

https://www.moj.go.jp/isa/publications/materials/01_00234.html



2 | 人身取引（性的サービスや労働の強要等）対策

人身取引対策への取組

人身取引とは、他人を売春させて搾取することや強制的な労働をさせることなどを目的とし、暴力、脅迫、誘拐、詐欺、立場の違いを悪用するなどの手段を用い、人を獲得・輸送・売買・収受するなどの行為をすることをいいます。人身取引は重大な人権侵害であり、決して許されるものではありません。

政府は、2000年11月に国連において採択された「国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する人（特に女性及び児童）の取引を防止し、抑止し及び処罰するための議定書」（いわゆる「人身取引議定書」）に署名して以降、内閣官房をはじめ法務省、外務省、厚生労働省及び警察庁等関係府省庁一体となって人身取引対策に取り組んでおり、2014年12月にはこれを強力に推進するため関係閣僚から構成される「人身取引対策推進会議」を設置しました。

出入国在留管理庁においても、2014年12月に策定された「人身取引対策行動計画2014」に基づき、関係府省庁と更に緊密な連携を図りつつ、また、外国の

関係機関、国際機関及びNGOとの関係を強化して、人身取引の防止を図るとともに、潜在化しているおそれのある人身取引事案をより積極的に把握し、その撲滅と被害者の適切な保護に取り組んでいます。

出入国在留管理庁の取組

人身取引
根絶！



Prevention（防止）

- 上陸審査・在留審査の厳格化
- ブローカーの調査・取締の強化
- 大使館や航空会社等との協力



Protection（保護）

- 外国人被害者への在留特別許可等による法的地位の安定化
- 迅速・円滑な帰国支援



Prosecution（訴追等）

- 不法就労助長事案等への積極的取組
- 外国人加害者の退去強制



3 | 国際テロ対策

日本の安全を守るために…

テロの犠牲となっているのは自らを守る特別の手段を持たない方々であり、テロは人類及び国際社会が直面する脅威となっています。2001年9月11日に米国で発生した同時多発テロを契機として、我が国では、国民の安全を確保するため様々な対策を講じてきました。

テロの未然防止に関する取組

- 在留資格認定証明書交付申請の厳格な審査
- 厳格な査証審査のための外務省（在外公館）との連携
- 空港の直行通過区域におけるパトロールの実施
- 偽変造文書鑑識の充実・強化
- テロリストの退去強制事由の整備（2006年6月）
- 船舶等の長に対する事前旅客情報（API）の報告の義務付け（2007年2月）

出入国在留管理庁ではテロの未然防止に関し、2007年から実施している指紋等の個人識別情報を活用した厳格な上陸審査や事前旅客情報（API）及び乗客予約記録（PNR）の活用など、テロリストの入国を水際で防止するため、関係機関と連携し、様々な取組を行っています。

- 上陸審査時に外国人（特別永住者等を除く。）に指紋等の個人識別情報の提供の義務付け（2007年11月）
- 国際刑事警察機構（ICPO）紛失・盗難旅券データベース検索システムを活用した審査の実施（2009年8月）
- 乗客予約記録（PNR）の取得の制度化（2015年1月）及び電子的取得の開始（2016年1月）
- 上陸審査時に外国人から提供を受けた顔写真とテロリスト等の顔画像との照合を実施（2016年10月）
- API及びPNRの電子的報告の原則化（2021年6月）

テロリストの入国を未然に防止し、大部分の善良な外国人に対する上陸手続を円滑化

4 | 国際交流

第1回東京イミグレーション・フォーラムの開催

2022年3月2日及び3日、法務省及び出入国在留管理庁が主催する、第1回東京イミグレーション・フォーラムが、18か国・地域（オーストラリア、カンボジア、カナダ、中国、香港、インド、インドネシア、ラオス、マレーシア、ネパール、ニュージーランド、フィリピン、韓国、シンガポール、タイ、英国、米国及びベトナム）の入国管理当局の代表（高級実務者）の参加を得て、開催されました（オンライン参加と来場参加のハイブリッド方式で開催）。

全体会合では、「出入国管理上の危機管理対応」について、新型コロナウイルス感染症の防止と国境再開を同時に行う取組や国境管理に活用している技術など自国・地域で講じた出入国管理上の水際対策について発表がなされ、「外国人材の移動に伴う課題及びその対応方策」については、外国人材の受け入れ又は送出しの制度と現状、コロナ禍における課題やその対応に関する発表がなされました。

また、分科会では、「入国・在留手続の合理化や外国人の利便性向上のための取組」及び「送還を巡る

課題」のテーマに関し、それぞれ参加者により発表や意見交換が行われました。

各国・地域の入国管理当局者間で、直面する課題等について情報共有や意見交換、率直で活発な議論が行えたことにより、参加者は、東京イミグレーション・フォーラムが国際的な出入国在留管理行政に関する情報共有・意見交換のプラットフォームとしての役割を果たしたとの認識を共有するとともに、今後も同フォーラムを定期的に開催し、次回は2022年度中に東京で開催することに対する賛意が示されました。



第1回東京イミグレーション・フォーラム

入管の職員及び機構

国際化時代を担う…

出入国在留管理行政に携わる職員は、6,181人（2022年度末）で、全国様々な職場で活躍しています。いずれの職場も、外国人の出入国や在留の管理を通じ、国の安全と国民生活の安定、経済・文化・社会の発展の一翼を担っています。特に、直接外国人と接する職員の仕事ぶりは、外国人の抱く日本の印象にも大きく影響します。そこでは、毅然とした態度とともに、国際的にも通用するスマートさが必要とされます。入管では次のような職員が活躍しています。

入国審査官

出入国審査、在留審査など各種の審査業務などを行うスペシャリストです。

全国で
4,054人



入国警備官

不法入国者等を摘発し、国外へ退去強制する入管Gメン。

全国で
1,623人



全国で
504人

法務事務官

一般的事務に従事し組織を支えます。

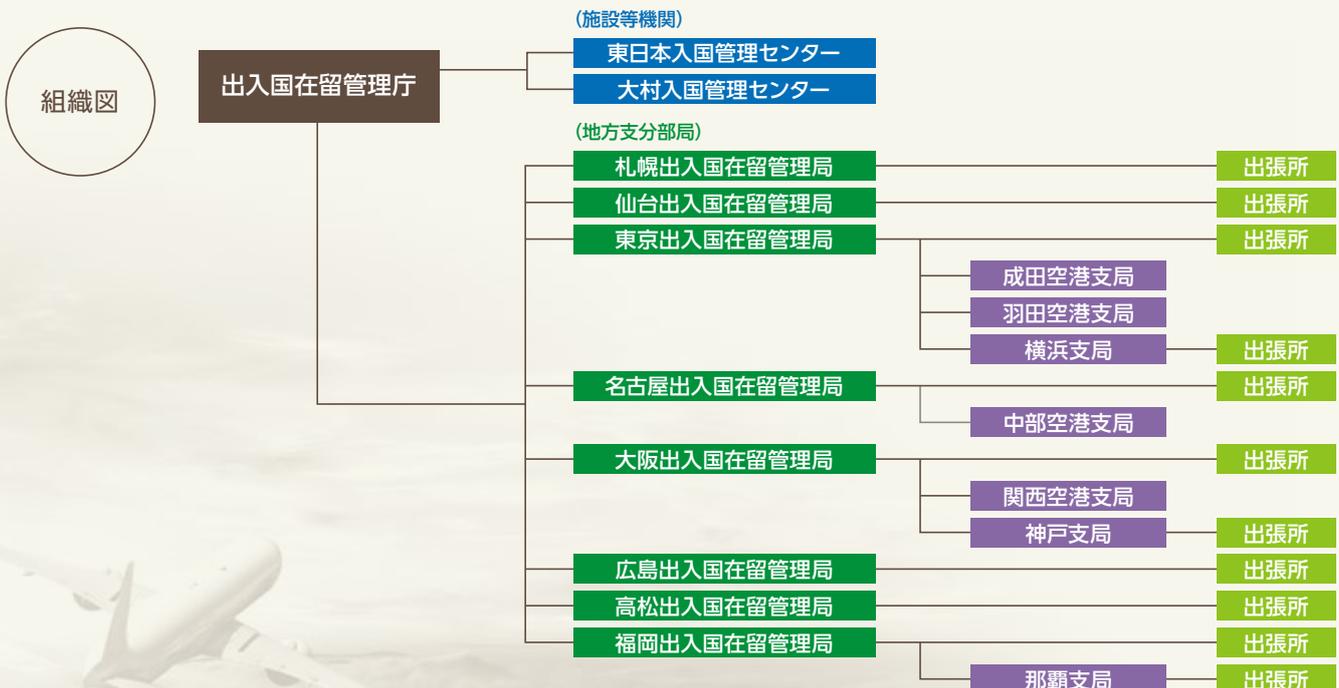
法務技官

医師・看護師など、人間と直接かわる入管にとって不可欠な仕事です。



全国に広がる出入国在留管理

入管行政を行うための機構として、法務省の外局である出入国在留管理庁が設けられているほか、地方出入国在留管理局（8か所）、同支局（7か所）、出張所（61か所）及び入国管理センター（2か所）が設けられています。





出入国在留管理庁 公式SNSについて

Facebookアカウント
 @ImmigrationServicesAgency.MOJ



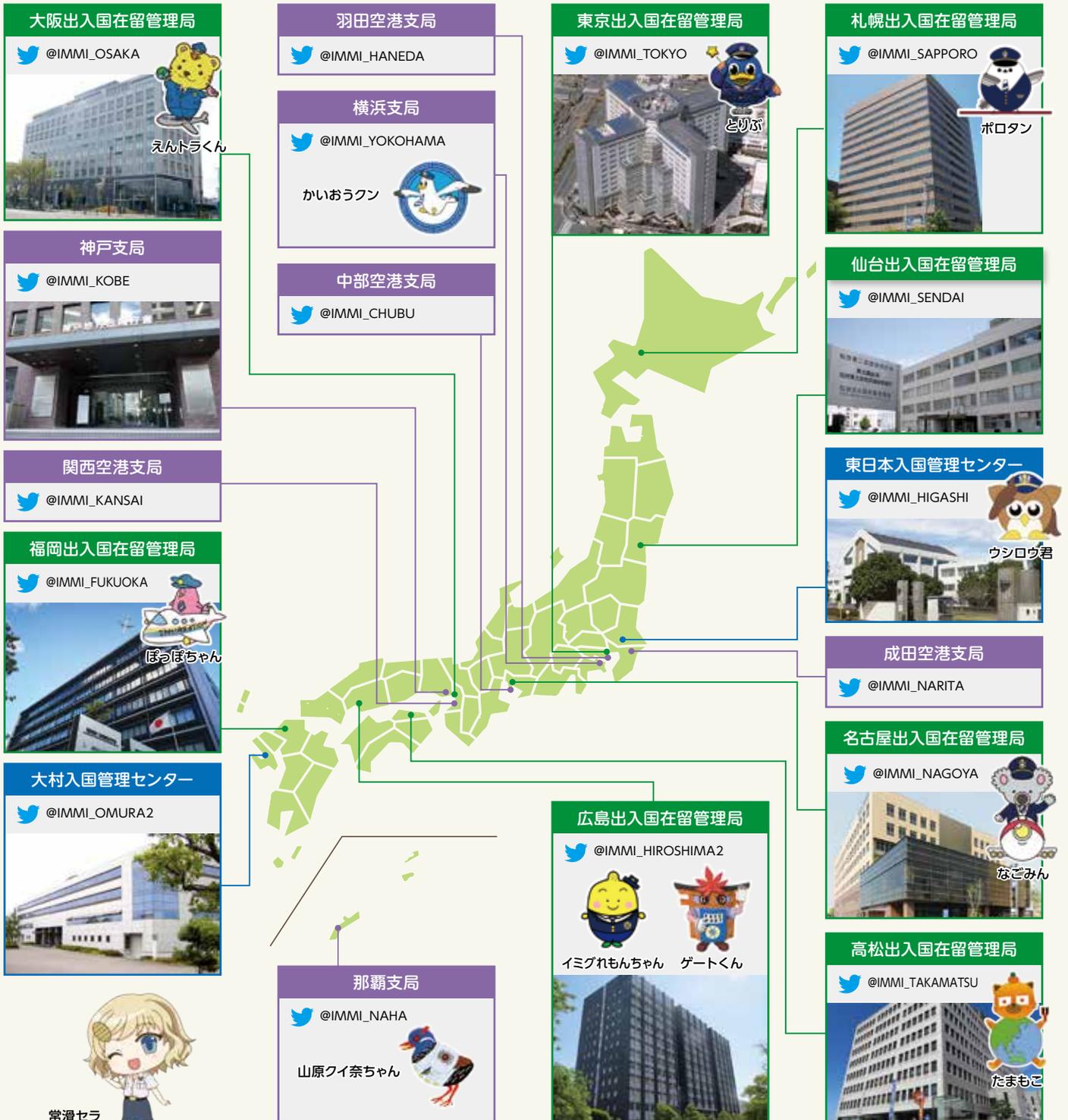
Twitterアカウント
 @MOJ_IMMI



出入国在留管理庁メール配信サービス案内ページはこちら
<https://www.moj.go.jp/isa/about/pr/mail-service.html>



地方出入国在留管理官署分布図



私たちは、出入国在留管理行政が少しでも皆様に理解され
身近なものになることを願っています。

出入国・在留等の手続についてのお問い合わせ先

>>> 地方出入国在留管理官署

| | | |
|----------------------|---|--|
| 札幌出入国在留管理局 | 〒060-0042 北海道札幌市中央区大通西12丁目 札幌第3合同庁舎 | TEL 011-261-7502 (代) |
| 仙台出入国在留管理局 | 〒983-0842 宮城県仙台市宮城野区五輪1-3-20 仙台第2法務合同庁舎 | TEL 022-256-6076 (代) |
| 東京出入国在留管理局 | 〒108-8255 東京都港区港南5-5-30 | TEL 0570-034259 (IP電話・海外から:03-5796-7234) |
| 東京出入国在留管理局 四谷分庁舎 | 〒160-0004 東京都新宿区四谷1-6-1四谷タワー14階 | TEL 0570-011000 (8番) (IP電話・海外から:03-5363-3013) |
| | 在留管理情報部門 | 所属機関等に関する届出・所属機関による届出 TEL 03-5363-3032 |
| | | 在留オンライン申請手続 TEL 03-5363-3030 |
| | 情報管理部門 | 審査記録管理 TEL 03-5363-3039 |
| 成田空港支局 | 〒282-0004 千葉県成田市古込字古込1-1 成田国際空港第2旅客ターミナルビル6階 | TEL 0476-34-2222 (代) TEL 0476-34-2211 |
| 羽田空港支局 | 〒144-0041 東京都大田区羽田空港2-6-4 羽田空港CIQ棟 | TEL 03-5708-3202 (代) |
| 横浜支局 | 〒236-0002 神奈川県横浜市金沢区鳥浜町10-7 | TEL 0570-045259 (IP電話・海外から:045-769-1729) |
| 名古屋出入国在留管理局 | 〒455-8601 愛知県名古屋市港区正保町5-18 | TEL 0570-052259 (IP電話・海外から:052-217-8944) |
| 中部空港支局 | 〒479-0881 愛知県常滑市セントレア1-1 CIQ棟3階 | TEL 0569-38-7410 (代) |
| 大阪出入国在留管理局 | 〒559-0034 大阪府大阪市住之江区南港北1-29-53 | TEL 06-4703-2100 (代) |
| 関西空港支局 | 〒549-0011 大阪府泉南郡田尻町泉州空港中1 | TEL 072-455-1453 (代) |
| 神戸支局 | 〒650-0024 兵庫県神戸市中央区海岸通29 神戸地方合同庁舎 | TEL 078-391-6377 (代) |
| 広島出入国在留管理局 | 〒730-0012 広島県広島市中区上八丁堀2-31 広島法務総合庁舎内 | TEL 082-221-4411 (代) |
| 高松出入国在留管理局 | 〒760-0033 香川県高松市丸の内1-1 高松法務合同庁舎 | TEL 087-822-5852 (代) |
| 高松出入国在留管理局 浜ノ町分庁舎 | 〒760-0011 香川県高松市浜ノ町72-9 | TEL 087-822-5851 |
| | 審査部門 | |
| 福岡出入国在留管理局 | 〒810-0073 福岡県福岡市中央区舞鶴3-5-25 福岡第1法務総合庁舎 | TEL 092-717-5420 (代) |
| 那覇支局 | 〒900-0022 沖縄県那覇市樋川1-15-15 那覇第1地方合同庁舎 | TEL 098-832-4185 (代) |
| 東日本入国管理センター | 〒300-1288 茨城県牛久市久野町1766-1 | TEL 029-875-1291 (代) |
| 大村入国管理センター | 〒856-0817 長崎県大村市古賀島町644-3 | TEL 0957-52-2121 (代) |

>>> 外国人在留支援センター

| | | |
|-------------|---------------------------------|---|
| 外国人在留支援センター | 〒160-0004 東京都新宿区四谷1-6-1四谷タワー13階 | TEL 0570-011000 (IP電話・海外から:03-5363-3013) |
|-------------|---------------------------------|---|

>>> 外国人在留総合インフォメーションセンター等 (外国人在留総合相談を実施している窓口)

| | |
|------|---|
| 来所相談 | 上記の各地方出入国在留管理官署 (東京出入国在留管理局四谷分庁舎、各空港支局及び各入国管理センターを除く。) |
| 電話相談 | TEL 0570-013904 (IP 電話・海外から:03-5796-7112) |



〒100-8973 東京都千代田区霞が関 1-1-1 TEL 03-3580-4111(代)

